者の出国（同項に規定する出国をいう。⑼ニにおいて同じ。）の日の前日の住所又は居所等）」に改め、同表の備考２⑶イ中「同条第28項」を「同条第33項」に改め、同表の備考２㈣中「同条第20項」を「同条第22項」に改め、同表の備考２⑼イ中「第25条の13の２第１項」を「第25条の13の２第１項後段」に改め、同表の備考２⑼に次のように加える。

ニ　継続適用届出書　その提出年月日並びに当該継続適用届出書の法第37条の14第27項に規定する提出をした者に係る出国予定年月日及び帰国（同条第29項に規定する帰国をいう。⑼ホにおいて同じ。）をする予定年月日

ホ　帰国届出書　その提出年月日及び当該帰国届出書の法第37条の14第29項に規定する提出をした者に係る帰国年月日

別表第七㈢の表の備考２⑽中「施行令第25条の13の４第２項」を「法第37条の14第31項」に、「同条第１項」を「第18条の15の３第37項第１号」に改め、「出国届出書」の次に「又は継続適用届出書」を加え、同表の備考３⑴中「又は居所」を「又は居所等」に改め、同表の備考３⑽イ中「第25条の13の２第１項」を「第25条の13の２第１項後段」に改め、同表の備考３⑽ロ中「施行令第25条の13の８第20項において準用する施行令第25条の13の４第２項の規定により提出したものとみなされたものを含む」を「⑾において「未成年者口座廃止届出書」という」に改め、「（施行令第25条の13の４第２項の規定の適用に係るものである場合にあつては、同条第１項に規定する出国の年月日）」を削り、同表の備考３⑾中「第25条の13の８第20項において準用する施行令第25条の13の４第２項」を「第25条の13の８第27項」に改め、「同項に規定する」を削り、「同条第１項」を「第18条の15の10第24項第１号」に改める。

別表第十１㈠中「第70条の２の２第１項の規定の適用を受けたい」を「第70条の２の２第１項本文の規定の適用を受けたい」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考１中「同条第１項」を「同条第１項本文」に改め、同表の備考２㈣中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に改め、同表の備考２⑹中「第70条の２の２第10項第３号」を「第70条の２の２第12項第５号」に改め、同表の備考２⑹イ中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に、「第40条の４の３第21項」を「第40条の４の３第26項」に、「同条第22項」を「同条第27項」に改める。

別表第十１㈡中「第70条の２の２第１項の規定の適用を受けたい」を「第70条の２の２第１項本文の規定の適用を受けたい」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考１中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同表の備考２㈣中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に改め、同表の備考２⑸イ中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に、「第40条の４の３第21項」を「第40条の４の３第26項」に、「同条第22項」を「同条第27項」に改める。

別表第十１㈢中「既に提出した教育資金非課税申告書等」を「下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等」に、「減少することとなつたので」を「減少し、又は当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので」に、

| 非課税拠出額が減少することとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日 |
|---|

を

| 非課し、額のと細及年月 |
|---|

| 税拠出額が減少又は遺留分侵害請求がされることなつた事情の詳び事情の生じた日 |
|---|

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考１中「又は」を「若しくは」に改め、「、遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「取消し等」を「取消し」に改め、「場合」の次に「又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同表の備考２⑶中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に、「取消し等」を「取消し又は上記１の遺留分侵害額の請求（以下この表において「取消し等」という。）」に改め、同表の備考２⑸中「減少する」を「減少し、又は遺留分侵害額の請求がされる」に改める。

別表第十１㈣中「既に提出した教育資金非課税申告書等」を「下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等」に、「ないこととなつたので」を「なくなり、又は当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので」に、

| 非課税拠出額がないこととなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日 |
|---|

を

| 非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日 |
|---|

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考１中「又は当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得した金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を加え、「場合」の次に「又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同表の備考２⑶中「第70条の２の２第１項」を「第70条の２の２第１項本文」に改め、同表の備考２⑷中「ない」を「なくなり、又は遺留分侵害額の請求がされる」に、「全部につき遺留分による減殺」を「額に相当する額の遺留分侵害額」に改める。

別表第十１㈤中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十１㈣中

| 教育資金管理契約に関する事項 | 提出事由の生じた日 | 提　出　事　由 | 契　約　締 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | 非課税拠出額（①） | 教育資金支出額（②） | 残額（①－ |
| | | （内　　） | |

を

| 教育資金管理契約に関する事項 | 提出事由の生じた日 | 提　出　事　由 | 契　約　締　結　日 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | 非課税拠出額（①） | 教育資金支出額（②） | 管理残額の合計額（③） | 残　額（①－②－③） |
| | | （内　　） | | |
| 管理残額に関する事項 | 死亡した贈与者の氏名 | 死　亡　年　月　日 | 管　理　残　額 |
| | | | |
| | | | |

| 結　日 |
|---|
| ②） |